

指名競争入札に関する注意事項（委託等用）

【入札にあたっての注意】

- ① 入札は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」により入札等を行ってください。また、入札は入札受付期間内に行ってください。なお紙入札は、電子入札運用基準（平成18年4月1日施行）「8 紙入札の取扱い」によるものとします。
- ② 入札を辞退する場合は、入札受付期間内に辞退届を提出してください。入札書または辞退届の提出がない場合は、入札書不着として辞退の扱いとします。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。
- ③ 入札する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約金額の**110分の100**に相当する額を記載してください。
- ④ **入札回数は、2回**を限度とします。再度入札を行う場合は「かながわ電子入札共同システム」により、再入札通知書を発行します。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。
- ⑤ **入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止**します。
- ⑥ 質問及び回答の期限は「指名競争入札概要書」のとおりです。
※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード（契約関係）」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出してください。

【入札の無効】

次のいずれかの一つに該当する入札は無効とします。

- ① 相模原市契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- ② ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札書
- ③ ICカードを不正に使用した入札書
- ④ 不正行為があったと認められる入札
- ⑤ 予定価格を事前に公表している案件について、入札金額が予定価格を超えている入札書
- ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑦ 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 指名競争入札概要書に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

【契約にあたっての条件】

落札後、契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4もしくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限又は相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結することはできません。

【前払金支払の条件】

前払金は、契約金額が250万円以上（単価契約を除く）のものに限り、契約金額の3割以内で支払います。

- ※ 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアルによるものとします。
- ★ 現場に行く場合は、契約課に申し出てください。

相模原市 財政局 契約課
電話 042-769-8217
FAX 042-769-5325

相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

平成24年1月1日より相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり契約条件を定めます。

なお、対象となる契約は平成24年1月1日以降に契約するものです。

（暴力団排除に係る落札決定の取り消し）

1 落札決定後、契約締結までの間に、当該落札決定の通知を受けた者（以下「落札者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札決定を取り消し、この契約を締結しないこととする。この場合において、取り消しにより落札者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）落札者が個人である場合には、その者が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- （2）落札者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- （3）落札者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- （4）落札者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は落札者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（暴力団排除に係る契約の解除）

2 発注者は、契約後、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）受注者が個人である場合には、その者が、暴力団員等と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - （2）受注者が、県条例第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - （3）受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - （4）受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 3 2の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 2の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって3の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 5 受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 6 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 7 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 8 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。